

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔令和元年12月20日
閣議決定案〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

2.（6）「関連する施策との連携に関する基本方針」を「構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針」に改める。

2.（6）の⑤を⑥とし、④を⑤とし、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次の①を加える。

①構造改革実現のための「窓口」機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の強化を図る。

別表1中第709（710,711）号の次に、第712号を別紙1のとおり加える。

別表1中第1230号の次に、第1231号を別紙2のとおり加える。

構造改革特別区域基本方針

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和元年 12 月 20 日最終改正

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

（注）用語の定義は法による。

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

（1）構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通した NPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こう

した基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

（２）構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の２つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

- ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用には、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第４条第５項及び第６項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

①特区制度の推進

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換を図

り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるとともに、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することで地域の活性化を促進するものである。

②提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）

の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 12 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 39 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置

の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

①提案の募集

i）募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

提案の対象とする規制は、許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてとする。

また、経済的及び社会的に重要な政策課題に対応した提案を促進するため、テーマを示した提案募集を実施するものとする。特に、地域再生法における特定政策課題（同法第４条第２項第３号に規定するものをいう。以下同じ。）については、これをテーマとした募集を行う。さらに、１つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

ii）募集の方法

ア）募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣府は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。）は、内閣府が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 提案受付窓口

新たな規制の特例措置の整備等についての提案は、内閣府において受け付けるものとする。

iii) 募集のスケジュール

毎年度、上半期と下半期の2回、提案募集を実施することとする。募集時期については、地域再生制度の提案募集等を踏まえて、10月及び3月を目途とする。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

内閣府と関係府省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。特に、法第35条に基づく地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省庁はこのことを十分踏まえて検討を行うものとする。

地域再生法における特定地域再生事業（同法第5条第4項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）を記載した地域再生計画の認定を受け、又は受けると見込まれる地方公共団体からの、当該地域再生計画における特定政策課題の解決に重要な役割を果たすと見込まれる規

制の特例措置に係る提案（当該地方公共団体以外の関係者の合意を得たものに限る。）については、関係府省庁との調整の状況等を踏まえつつ、地方公共団体と内閣府、関係府省庁が一堂に会して協議を行う場を設ける。また、内閣総理大臣及び当該提案に係る規制を所管する国務大臣が指導力を発揮するよう努めるものとする。

プロジェクト型提案については、内閣府が関係府省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。

これらの他、関係府省庁は、提案の実現度を高めるために、地方公共団体や民間事業者等からの提案について対応不可と回答するに当たっては、提案者に不採用の理由に対する意見の提出の機会を十分に与えるため、その理由を具体的に公表・明示するとともに、提案の趣旨を実現するために別の手法がとり得ないかについても併せて検討し、回答を行うものとする。さらに、提案者から回答に対する意見が提出された場合には、関係府省庁は、再度検討するに当たり、その内容を十分に踏まえるものとする。

本部は、内閣府と関係府省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

i) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- ア) 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- イ) 全国で実施することとなった規制改革
- ウ) その他提案を実現するための措置

ii) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

なお、上記 i) のイ) の「規制改革」は、現行制度上制限されていたものが、制度が改正され制限されなくなるといったことのみを指すのではなく、従来制限の対象とされてこなかったものについて、その旨を周知徹底するために文書を発出すること等（関係団体のホームページへの掲載等による周知を含む。）も含まれるものとして分類する。

また、内閣府と関係府省庁との調整の結果、現行制度で対応可能であると判断された場合には、関係府省庁はその旨及び理由を明確に回答した上で、必要に応じて、提案者に対し助言等の支援を行うものと

する。

なお、上記 ii) とされた提案については、関係府省庁は内閣府に対しその検討内容及び進捗状況について所要の報告を行うものとし、内閣府は提案の趣旨が損なわれないよう適切にフォローアップしていくものとする。また、本部は、関係府省庁の検討結果を踏まえ、上記 i) のア)～ウ) の基準に基づき、改めて対応方針を決定するものとする。

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を

募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥ 評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措

置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査

結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 12 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第 5 条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対

応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

①構造改革実現のための「窓口」機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の強化を図る。

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第5条第7項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第38条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第3条第4項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

③規制・制度改革担当機関等との連携

構造改革の推進を図るため、規制・制度改革を担当する政府の関係機関、復興庁との密接な連携を図る。具体的には、規制・制度改革に関する地方公共団体等からの提案及びその検討状況を共有するとともに、関連する提案については連携して、地域からの提案の実現等に向けた

努力を行うものとする。

④都市再生本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部、総合特別区域推進本部との連携

地域の活性化を図るには、特区制度等による規制改革だけでなく、地域再生制度を始めとする他の地域活性化策と併せて、又は相互補完的に活用することで相乗効果が期待できる。

そのため、地域活性化統合本部会合の下、関係機関と連携し、政府一体となって、地域の活性化を図るものとする。

この際、地域ブロックごとに、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、環境未来都市、環境モデル都市に関する相談に一元的に対応するものとし、これらの取組相互の有機的な連携、総合的な支援を推進する。

特に、地域再生法における特定地域再生事業については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、既存の規制の特例措置の一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

⑤いわゆる「都道府県版特区」等地域における自主的な構造改革等の取組との連携

各都道府県の中には、独自にいわゆる「都道府県版特区制度」を創設し、取組を進めているところもある。

そこで、国と都道府県の特区制度を地域が効果的に活用することにより、提案者の提案内容の一層の実現を図ることができるよう、「都道府県版特区制度」について本部のホームページ上で紹介することとする。

⑥総務省行政評価局への協力依頼

内閣府は、（５）におけるフォローアップ調査等特区制度の推進に関する取組に当たって、必要に応じて総務省行政評価局に協力を依頼する。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。また、内閣府は、提案の募集や地域再生の推進のための提案の募集（地域再生法第4条の2第1項に規定するものをいう。）に向けた相談等の機会には、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

① 特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

② 特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 計画の認定申請の主体

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
 - イ) 複数の市町村の共同
 - ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
 - エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
 - オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあつては、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
 - カ) ア)～オ) のいずれかと、特区内において特定事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同
- なお、法第4条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

ii) 特区の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又は全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又は全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

iii) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表1に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

④特区計画認定の基準

法第4条第9項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1. (2) ア) に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであるこ

とに留意する必要がある。

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からエ) を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより、適切な経済的社会的効果を及ぼすと見込まれることが判断基準である。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に、

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑤関係府省庁の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定

められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

関係府省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表 1 に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表 1 の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係府省庁の長は、同意する場合にあつては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

- ア) 規制の特例措置が適用されなくなる日が、次回の認定申請の受付終了日から3か月以内となることが予定される場合には、関係府省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は次回の認定申請の受付開始日の約1か月前までにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。
- イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案や、地域再生法における特定政策課題の対応を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

具体的には、指定する特区について、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は、計画の策定段階において、他の地域活性化策の情報提供を含め、相談の充実を図るとともに、認定後、特定事業が円滑に実施され

るよう重点的に助言その他の支援をする。

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

①特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレ

ター)

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係府省庁の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係府省庁の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係府省庁の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第5項及び第6項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯(し)にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合、提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言

を行うものとする。

③特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係府省庁の長からの回答が期限までにない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口に事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係府省庁等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係府省庁の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の案と別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

あわせて、関係府省庁は、条例で規制の特例措置を適用できる地方公共団体事務政令等規制事業（法第35条の規定によるものをいう。）に係る政令又は主務省令を定めようとする場合には、当該政令又は主務省令の案について、当該事業に係る規制の特例措置を提案した地方公共団体（提案者が地方公共団体以外の場合は、当該提案者及び当該提案者が当該事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体）に確認するものとする。この確認については、内閣府を通じて行うものとする。

なお、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

また、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②全国で実施することとなった規制改革

上記2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において規制改革を実施することとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制・制度改革を担当する政府の関係機関が適切にフォローアップしていくものとする。

③その他提案を実現するための措置

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、関係府省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をするものとなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充すると

したものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施するとした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関

する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別紙 1

番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第8項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。</p> <p>2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。</p> <p>3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p> <p>4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。</p> <p>5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。</p> <p>6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下記9において同じ。）は、（1）から（5）までに掲げる場合（（4）に掲げる場合）については、（4）に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（（5）にあっては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p>

(1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日

(2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日

(3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日

(4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

(5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日

(6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8（1）において同じ。）が経過した場合 当該期限が経過した日の前日

(7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

(8) 本特例措置の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日

(9) 本特例措置の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日

(10) 酒税法第16条第1項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日

8. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この表において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

(1) 上記7の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第7条第1項ただし書又は第8条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。（2）において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。ただし、下記9の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（上記7（6）又は（7）に該当する場合にあっては、7（6）の期限の経過又は同法第17条第1項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第20条第1項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。

(2) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。

(3) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記9の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。

9. 上記6又は7の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記7（6）から（8）までに該当する場合にあっては酒税法第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第19条第2項又は第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下9において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表（上記2、6及び7を除く。）の規定を適用する。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	

別紙 2

番号	1231
特定事業の名称	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第1項第12号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	土地区画整理事業に関する都市計画法は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。）であって、次に掲げる特性を有することにより、市街化区域（同項に規定する市街化区域をいう。）に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（第二号において「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。）に含む土地区画整理事業（同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条の認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた土地区画整理事業は」とする。</p> <p>一 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。</p> <p>二 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし